

会議の公開等について（案）

1 会議の公開等について

原則として公開で行うこととする。

ただし、個人や法人の利益を害する恐れがある場合など委員長が委員会に諮って、公開しないことができる。

2 会議資料等の公開について

会議資料は、会議終了後、長野県林務部のホームページで公開する（ただし、委員長が非公開とすることとしたものを除く）。

議事録は、要旨を会議終了後、委員の確認を経た上で長野県林務部のホームページで公開する（ただし、委員長が非公開とすることとした部分を除く）。